

下水道使用料の適正化の諮問について 答申がありました

2025 年 3 月 6 日（木）に東浦町水道事業及び下水道事業審議会会長から町長へ下水道使用料の適正化について、答申がありました。

●と き 2025 年 3 月 6 日(木曜日)

●ところ 東浦町役場本庁舎 3 階 合同委員会室

●参加者

・東浦町水道事業及び下水道事業審議会

会長 千頭 聡（ちかみ さとし）氏 ほか委員 5 名

・東浦町長 日高 輝夫

●内 容

東浦町下水道事業は、地方公営企業として独立採算が原則にも関わらず、下水道使用料収入で汚水処理費用の約 60%しか賄えておらず、1998 年を最後に 20 年以上も下水道使用料についての検討がされていませんでした。残りの約 40%は一般会計から補てんされており、健全経営と言えない状況であることから、経営戦略にあるとおり令和 8 年度から下水道使用料の改定が必要であるとの答申がされました。

（1か月あたり・税抜き）

区 分		改定前	改定案	改定率
基本使用料		750円	950円	127%
従量使用料 (1㎡あたり)	1～10㎡	0円	10円	－
	11～20㎡	85円	115円	135%
	21～30㎡	95円	130円	137%
	31～50㎡	105円	145円	138%
	51～500㎡	120円	165円	138%
	501㎡～	150円	205円	137%

なお、今回の改定案では、改定前の経費回収率約 60%を 80%に引き上げることが目標となっており、最終的には 100%を目標に引き続き検討していく必要があるとされています。

■問い合わせ

東浦町上下水道課 ☎0562-83-3111(内線 254) 担当：石井